第５回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】2016年11月24日（木） 9:30～11:30

【会場】國民會館住友生命ビル　12階大ホール

【出席委員】

足立　　啓 和歌山大学システム工学部　名誉教授

嵐谷　安雄 一般財団法人　大阪府身体障害者福祉協会　会長

石黒　暢 大阪大学　言語文化研究科　准教授

井手之上　優 社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会

大竹　浩司 公益社団法人　大阪聴力障害者協会　会長

小尾　隆一 社会福祉法人　大阪手をつなぐ育成会　理事兼事務局長

柴原　浩嗣 一般財団法人　大阪府人権協会　業務執行理事兼事務局長

清水　俊博 国土交通省　近畿運輸局　交通政策部　消費者行政・情報課長

城本　徹夫 一般財団法人　大阪府視覚障害者福祉協会　理事

高橋　祥治 一般社団法人　大阪府建築士事務所協会　顧問

瀧野　幹子 国土交通省　近畿地方整備局　建政部　住宅整備課長

田中　直人 島根大学大学院 総合理工学研究科　特任教授

堤 成光 大阪商工会議所　地域振興部長

土井　一憲 大阪府市長会健康福祉部会長　四條畷市長

道井　忠男 社会福祉法人　大阪府肢体不自由者協会　常務理事兼事務局長

西尾　元秀 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議　事務局長

西田　多美子 公益社団法人　大阪府建築士会

福本　康蔵 一般社団法人　大阪銀行協会　調査部長

三星　昭宏 関西福祉科学大学　客員教授

山田　伸一 生活衛生同業組合　大阪興業協会　常務理事・事務局長

○堤部長

みなさんおはようございます。住宅まちづくり部長の堤でございます。本日は田中会長様をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。また平素より、大阪府の府政推進に一方ならぬご協力を賜りましてこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。さて、大阪府では大都市ということもございまして、都市空間、非常に複雑な要素を定しております。最近マスコミ等におきましても、地下街におけるバリアフリー問題なども議論になっておるいうことも聞いております。この福祉のまちづくりの審議会は非常にその意味でも有意義なものであるというふうに認識をいたしておりまして、本日このように皆様ご臨席のもと開催できることを本当に心から感謝をいたしております。どうもありがとうございます。さて現在、大阪府におきましては、4年前のグランドデザイン大阪、これは大阪市内の都市空間についての再編、改造、提案をしたものでございますが、このたびグランドデザイン大阪都市圏という形で大阪市を除く大阪府域を中心とする都市空間の新しいあり方というものを提案をさせていただいたところでございます。現在パブコメ中ではございますが、このグランドデザイン大阪都市圏というものは、都市の活力の源は人であるということで、車よりも人と、人というものを中心に考えようという都市構造に転換していきたいというものでございまして、例えば御堂筋を全面に通行止めをしてですね、車を排除して全面緑化していく。そして歩行者空間にしていって、人を中心のすごしやすい都市をつくる。またうめきた二期においては全面緑化にしてしまうということで、先般全面緑化基金というものも私どもでつくったわけでございますが、そのような緑を中心とする、人を中心とする都市構造、これを実現しながらですね、東西二極の一極を成す1000万人規模の巨大都市定住人口を抱える都市をつくり上げていきたい。そういうような考え方の基に活力ある大阪創りを目指しておるものでございます。その中にはですね、この安心、安全というものは活力を維持、発展していくためにも必要不可欠なものと考えておりまして、人が住み、働き、学び楽しめる都市魅力溢れる都市空間創造のためには、安全、安心な福祉のまちづくりの取り組みというものがですね、何においても必要かなというふうに考え位置づけておるところでございます。その意味でも、この福祉のまちづくりのこの審議会というものは非常に重要な意味を持つ重要政策であるというふうに考えておりまして、本日皆様のようなですね、ご見識豊かな方々にお集まりをいただきまして、議論を進めていくということは本当にありがたいというふうに思っております。改めて感謝を申し上げるしだいでございます。どうもありがとうございます。昨年度におきましては、先生方に福祉のまちづくりをより一層推進するため、福祉のまちづくり条例の理念や趣旨、そして基準等をわかりやすくお示しをする大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインというものにつきまして、ご審議を賜りまして、そして本年4月に策定、そして公表をすることができました。このガイドラインにおきまして、多くの方々に実際に活用していただき、ということが重要でございますことから、委員の皆様のご協力を賜り、さまざまな広報やそして機会を通じて、広く府民の皆様方に対し、普及そして啓発を行っておるところでございます。皆様方の多大なるご協力、今後ともよろしくお願いしたいというふうに考えております。そして本年度は、検討部会におきまして、ガイドライン策定時に引き続き検討すべきとした事項や新たな課題につきましてご議論をいただいているところでございます。本日はその検討状況をご報告させていただくとともに、あわせまして皆様方から忌憚のないご意見、そして活発なご議論を賜りまして、福祉のまちづくりの更なる推進というものを図って参りたいというふうに考えております。つきましては委員の先生方におかれましては、特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

○委員の紹介（府より）

○田中会長

みなさんおはようございます。時間がないということなので短くしゃべりますが、先ほど部長さんから話ありましたとおり、ガイドライン等のですね整備が進んでおります。積み残した案件が多々あります。あるいはこれまで部会でいろんな意見交換やってきました。検討してきました。今日はその内容、報告を聞いていただきまして、その中からみなさまから今後の活動まとめ方についての下に飛んだご意見を期待したいと思います。どうぞよろしくお願いします。座らせていただきます。それではですね、議題1のほうに移りたいと思います。大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会における検討状況の話です。よろしくお願いします。まず、事務局からですね、全体の状況について説明をお願いしたいと思います。

○福祉のまちづくり条例の施行状況について（府より資料1を説明）

○田中会長

はい、ありがとうございました。只今のご説明で何か質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあ、次第に沿って詳細の説明をお願いしたいと思います。

○事前協議対象用途の包括的な見直し（コンビニエンスストアのバリアフリー化）及び2020東京オリンピック・パラリンピックに関する国等の動向について（府より資料3、4を説明）

○田中会長

はい、ありがとうございます。只今ご説明いただいた内容についてご意見ご質問ございますでしょうか。ひとつはコンビニの関連、二点目はオリパラに関する関連。

○委員

コンビニのほうですが、A3の資料の一番下にね大体のスケジュールが書いてありまして、今年度中にヒアリング等を行ってくれるということで、時期を決めてできるだけ早くというところは非常にいいことだなと思うんですが、一方で参考資料のほうにも載っています、私たちほうからの意見ということでは当事者のほうともチェックなんかもやっぱり行って欲しいという意見として出させていただいたんです。スケジュールだと非常に形式的なものにそれがなってしまうのかなという気持ちでして、こういう細かいことはまた部会で話しすることなのかなと思いますが、ここのスケジュールのところと、まあ後のこともあると思うので、大体どの程度これを守ろうという関係で進めようとしているのか、その理由とかももしありましたら聞かせていただけたらと思います。

○事務局

はい、事務局です。ありがとうございます。勉強会、部会でですね、やはりどんな整備状況になっているのかをよく見ると、図面とか情報だけではなくて、実際のものを現地でもという話もいただいておりますので。おしりを、時間のリミットがあるわけではないということなんですけれども、今年度の一定の意図としましては、事業者と一定話をした中でですね、一回キャッチボールをさせていただくということと、内容をもって行きかたがね、ちょっと難しいと思うんですけど。我々が直接やりますとなんか査察みたいなことになったりですね、ちょっとチェックチェックという話になりますので、事業者さんとの話の中でですね、うまく整備状況の把握を、現状、実情を象徴したような把握をできるようなやり方を考えたいと思っておりまして、今おっしゃっていただいたように、部会の時期を一定目安としては決めているんですけどやり方についてはちょっと、もう12月なりますけれども、皆様方とご相談させていただきたいなと思っています。

○田中会長

ありがとうございました。

○事務局

スケジュールについては一応目安ということで部会も行うのでこれを書かせていただいたんですが、これが決まったものということではございませんので。そのように検討が必要やということであればこれがずれると。一定部会をさせていただいて中途発表でも審議会の中でご報告させていただきたいなという趣旨で書かせていただいた次第です。

○田中会長

他にございますでしょうか。はい、お願いします。

○委員

ちょっと、ご質問。簡単な基本的なご質問なんですけれども、コンビニエンスストアのバリアフリー化で200平方メートル以上と100平方メートル以上200平方メートル未満と100平方メートル未満とありまして、100平方メートル以上200平方メートル未満であれば議論の対象となるということなんですけれども、実際に府内のコンビニの面積のどれくらいの割合どれこれあるのかということを教えていただけるでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。部会でも一定お話をいただいたところでございますが、現状はですね、27年度の実績になりますが、コンビニエンスストアの新たにつくられたものということになりますけれども、申請ベースになりますと約6割が200平方メートルまでということになってございます。で、100平方メートル未満については約10パーセント、1割ということでもうほぼ、大部分が100から200平方メートルがターゲットとなっていると。200平方メートル超えましたら、約3割ほどあるんですけど、そこは適合義務が係るということで、必要最低限の義務化はしていただいているという状況になってございます。

○田中会長

只今の回答でよかったでしょうか。部会でも議論になったところなんですけれども、そういった割合の上にたってじゃあどうするのということになってくるんですけれども、そのあたりあと追加コメントないですか。

○事務局

はい、事業者にも既存の部分がどうしてもデータ的にも各社によってもデータの取り方がまちまちでございますので、そのあたりもよく聞く中で、新たにひとつ建てられるケースとビルの１階に入るケースと、パターンが違う思っておりますので、どういったことを、まあ新たに建てるんでしたら、しやすい面であっても、既存だとちょっとやりにくいということも聞いていますので、そういったデータも踏まえながら、お聞きして検討を進めたいと思います。

○田中会長

部会においては新規、増改築、あるいは単体であるのか、そうでないのかというような関係、そういったことも含めてまた進めていかないといけないかなと思います。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そしたら時間の関係もありますので、引き続き次の説明をお願いします。

○歴史的建造物等におけるバリアフリー整備についてと昨年度の審議会において今後引き続き検討することとした事項について（府より資料５、６を説明。）

○田中会長

はい、ありがとうございます。大変項目が多いので駆け足になりましたが、ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。まず歴史的建造物に関するところいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて昨年度の審議会で引き続き検討するとした項目等ですね。これらについていかがでしょうか。よろしいですか。じゃあまた後でいただくとしまして、では引き続き次の項目の説明をお願いしたいと思います。失礼しました。どうぞ。

○委員

あの、ちょっと考え方の確認なんですが。基本構想の策定状況については、これはこれでパーセントが７６％というのがもちろん重要でありますし、これは全国一なわけであります。ただ今さらそれを誇っていても。それは現実考ますと、次の段階にいきますと、むしろ大切なのは下のですね、平成27年度継続協議会をやっているところは10市しかないところが、私、大きな問題だと思います。先ほどのご報告を聞きますと、その10市しかないととらえると、これ私に言わしますと、あと2、30市が当事者参加できちっと会議でもって継続状況をチェックしていないということの方が大きな問題であると。で、そこんとこを先ほどのご説明ですと、10市しかないととらえているのか、つまりもっとこれは促進しなきゃいけないと思われているのか、こんなにあるから十分なんじゃないと、一体どっちになるんでしょうか。

○田中会長

どちらですか。

○事務局

はい。決して十分ではないと思っております。各市町におかれても正直策定されてから、かなり時間が経っている市町もおありと聞いています。その中で最近策定されてそのまま委員会として継続されている所は引き続きやってくださいとお願いを我々やっているんですけれども。策定されて、旧法の時代に策定されてしばらく時期が経っておられて、そのままという市さんも正直おありと聞いています。ただそういった所に対しましても、先ほど申し上げたヒアリングに伺うとか、ご検討するとかいうことで毎年そういう継続的な見直しに努めてくださいという動きはさせていただいておるところです。具体の名前をお出しするとあれなんですけど、枚方市さんが今年度は新たに、旧法の時代にいくつかと、新法でもいくつか策定されたんですが、今年度から継続委員会を立ち上げるということでお伝えしておりまして。そういった取組みをしたいんだけどどうしたらいいんでしょうみたいなことは、相談あれば設置に努めていただくとともに、ご相談いただいた内容については相談に乗って、一緒に考えていくということを常にさせていただいております。決してこの10市が完璧ではないと思っております。もっとやるべきだと思っております。以上です。

○委員

発言の意図はですね、継続協議会の重要性っていうのは2つありましてね。ひとつは当事者参加で進捗状況を全部チェックしていかないと。事業者と自治体だけでよかれでできたもので、粛々とやっておりますといった整備では、非常に当事者参加せずに使いにくいものになっておると。肝心なところが抜けておると。もう一つは今ご発言あったように、もう10年以上経ってまいりますと、事態はものすごく変わってきてるわけですね。まちづくりは全面的に大変な変化をとげてきてるわけです。例で言いますと、枚方もそうですし、例えば高槻においても状況変化によって基本構想の追加版を2回もつくって大阪府及び国に提出しているわけですね。そういったことをやってる所とやっていない所で大変な差がついてきているということを申し上げたい。ぜひ、大阪府におかれましても、推進をよろしくお願いしたいと思います。

○田中会長

はい、ありがとうございました。大変重要なポイントだと思います。よろしくお願いします。じゃあ引き続き説明のほうお願いしたいと思います。

○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況について（府より資料７を説明。）

○田中会長

はい、ありがとうございました。今のガイドラインの活用・啓発ですけども、近畿圏内、関西でも色んな研究会とかシンポジウムが実際行政主体、主導じゃなくてもですね、取組みがあると思うんですけれども。その辺り含めて、委員の皆様からもっとこうしたらどうだろうとかいう意見も含めてご質問受けたいなと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。実際ガイドラインを使う立場からですね、使ってみてどうかとかそういう視点もあると思うんですけれども、このあたりは建築士会に聞かないといけないかなと思うんですけれども、どうみておられるんですかね。

○委員

先ほど事務局からもありましたように、講習会、研修会がございまして、その後知人レベルですけれども、非常に良くできていると。これには資料編がついていませんよということを強調しておいたんですけれども、じゃあ資料編を良く見ておくよということでした。なので、これをお配りになるときにですね、資料編がホームページに充実した形でありますよということを、各所にお伝えいただきたいと思いました。それから、最新版はホームページで出ていくよということも、強調していただきたいと思います。非常によくできているというお声を聞いております。ただこれがどういう形でどこに配られているのか、それからどのくらい部数、配布の余力があるのかということについては、建築士会のほうの委員レベルで心配しておりましたので、できましたら審議会の席ですので、今後の予算組みのときにですね、この印刷物以外のことにつきましても、スパイラルアップについての予算とか、その辺のことについても要求していただけたらと思います。また逐次部会とかその辺で報告するべきことがありましたらご報告いたします。

○田中会長

これは無料なんですよね。

○事務局

はい。

○田中会長

無制限に無料なんですね。ちょっともったいないというか。なんか少ない負担の中で広く効果的に配布する方がいいかなと思います。予算をとらないといけないので。事務局どうですか、そういった今後の広報の仕方については。

○事務局

はい。基本的にガイドラインの検討の過程ではインターネットをベースにということを言いつつもですね、やはり見ていただかないを始まらないということもございますので、今年度当初予算で印刷費というのを要求はいたしまして、今の所500部は刷らせていただいております。まあ500部というのが多いのか少ないのかというところはあるんですけれども。ちょっと執行状況を見ながらもう少し印刷できそうな状況でもありますので、もうちょっと増やしたいなと。引き続き来年度も状況を見ながら、予算要求はさせていただいておりまして、今年並みはいただけるのかなという見込み、まだ見込みのレベルですが、ということになってございます。やはり効果的な印刷物等の提供に努めたいと思いますので、配布の仕方につきましては庁内でも検討させていただきたいと考えております。

○田中会長

やはり、活用・啓発という視点からはここにいらっしゃる委員のみなさんの所属しておられる団体、組織のご協力とかご理解なければできないんじゃないかなと思いますが。そういった中で、もっとこうしてくれたらやりやすいのにとか、こういことを期待しているんですということありませんでしょうか。はい、お願いします。

○委員

あの、ちょっとお尋ねしたいんですが。やさしい日本語版というのはホームページに掲載されているということで、すごくわかりやすく書かれていて、私もホームページ上でちらっと見せていただいたんですけれども。こちらは冊子では出されていないんでしょうか。

○事務局

はい。印刷発注の対象は本編ということを限定しておりますが、来年度はちょっとそういう名目も含めて、名目と言いますか、そういうことも含めて要求させていただいておりますので。お配りするときにセットで活用するということも考えていきたいと思います。今はインターネットでのご提供ということのみでございます。

○委員

ありがとうございます。すごく分かりやすくて、理解しやすい形で書かれていて、すばらしいなと思ったんですけれども。関係者、まちづくりの建築士とか関係者だけではなくて、例えば子どもとか学校とかそういうところにもアプローチするっていうことがすごく重要じゃないかなと思いまして。特に心のバリアフリーの推進って先ほどもおっしゃったんですけれども、そういう意味で誰もが安心して、自由にでかけられるまちづくりのために何が必要かとか、学校教育の中で活用できるような何かあればいいなと思うんですけれども。そういう意味でこのやさしい日本語版っていうのはすごくポテンシャルがあるんじゃないかなと感じましたのでそういう活用方法もご検討いただければと思います。

○事務局

ありがとうございます。考えさせていただきます。またよろしくお願い致します。

○田中会長

ありがとうございました。建築士さんとか専門家だけじゃなくて、学校とか子どもさん含め、広くやっていただきたいところですね。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。ここでちょっと確認したいんですけれどもね、課題とか今までの取組みのご説明いただいたんですが、今後概ねただいまの事務局からご説明いただいた内容の考え方を整理しながらですね、また部会等の議論も加えながら進めていくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、基本形はそういう形で今後も進めさせていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。では、次の議題の話にいきたいんですけれども、説明はよろしいでしょうか。量が多いですけれども、簡単にどういう内容かだけ。

○平成27年度福祉のまちづくりの推進状況について（府より資料８を説明。）

○田中会長

はい、ありがとうございました。膨大な資料で、府下における取組みの状況が非常によく分かると思います。先ほども三星委員からありましたように、単純に形式的にやるだけじゃなくて、いかに本質的な持続発展をする、スパイラルアップを図るかということが極めて大事ではないかと思いますので。委員のみなさまにおかれましては、ちょっと時間の関係もありますので、また読んで見ていただきましてですね、内容に対する質問とか、あるいは具体的にもっとこういうことをやるべきじゃないかとか、統計的にこういったことを捉えて分析したほうがいいんじゃないかとかいうことも、お気づきの点がありましたらぜひ事務局へご一報いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。そしたらですね、次の議題にいきたいんですけれども、その前に一言言いたいという方いらっしゃいますでしょうか。

○委員

いつも思うんですけれどもね、門真市役所でもそうですけれどもね、大阪府でもそうだと思います。視覚障がい者に大事な点字ブロックもそうですけどね、階段の段鼻。これが毎年お話はするんですけれどもね、まちづくりでも。官公署の関係とか学校の関係とか段鼻が分からない。これをどうかまちづくりに入れてもらえんかな思うんです。先ほどからコンビニとか話してはりますけれども、学校のほうなんかをさっと入れて欲しいなと思うんです。

○田中会長

事務局から回答お願いします。

○事務局

はい。階段のいわゆる段の先のことですよね。段の先が分かりにくいということですね。福まち条例の基準としては段の始まる所とか、段の1番上の端のところに点字ブロックをつけて、段の始まりを警告しているんですけれども。段鼻の件につきましては義務の基準にはしてないんですけれども、今お手元にガイドラインをお配りしておりますけれども、23ページから階段の章が始まってございます。23ページの一般基準、黒丸のところは義務の基準となっておりますが、24ページのところで、失礼いたしました。私の認識不足でございました。23ページの義務基準のところで、中ほどの黒丸で4つ目の項目、段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造とすることとありますが、その上の黒丸の3つ目ですね。踏み面の端部と、踏み面っていうのがいわゆる階段そのもののところでございますが、その踏み面の端部というのがおそらく段鼻ということになると思います。その周囲の部分とその色の明度、色相または彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること、という基準を設けております。新しくつくっていただくものについては、適合義務基準というのが適用されますので審査の対象となります。先だけ色を変えてあったりというものがあると思いますけれども。既存部分がというものがそうなっていないものが学校でもあるかと思います。そういったところは機会があれば改修していただく。ガイドラインも活用していただいてですね、周知していきたいなと思います。新しいものについては段の先は分かりやすくするようにという基準が適用されます。ということをちょっとお伝えさせていただきます。

○田中会長

ありがとうございました。新規については、ガイドライン等でも規定しているとおり、明確に配慮しないといけないことになっておりますけれども、既存のものでまだまだほったらかしにされているということで、問題が多いところもあるということで、これについても具体的にじゃあどうするかということも、この部会あるいは審議会においてもまた進めていかないといけないかなと思います。よろしいですか。ありがとうございました。

○委員

すいません、時間の無い中ですが。ちょっと今までの話の流れからいうと趣きが違う話になるんですが。私、この福祉のまちづくり条例の委員として、最近愕然とし、忸怩たる思いをした三つのことについて、審議という話ではなくて、問題提起という話になるんですが。一つはつい最近報道でもあったんですけれども、地下鉄の中津でですね、最初に部長からもお話ありました梅田の二期の計画はひとと環境にやさしい都心をつくるという建前でありながら、一方で中津のすぐ近くに、目と鼻の先、現在ほんの10、20メートルぐらいのトンネル、横断箇所があるわけですが。それがなくなるということでですね延々と片側60mを越えるスロープをつくってですね、そこをさらに渡らすと。で、また下りるときにスロープを渡らすと。その真横に支援学校がある。知的障がい、肢体障がいのお子さんたちがたくさんいて、現在普通に使っている所が延々と迂回される。しかも、スロープが国のガイドライン、基準に満たしていると。つまり屋外5％、屋内8％という数値は満たしてるわけですね。踊場も設けて多分満たしているはずです。これは非常に大きな問題があると。こんなことが平気で行われていると。しかもほんの数mでも大変なのにという所で、延々と迂回をさせる。それも新規にでてくる計画の中に、これは不合理な配慮なんじゃないかと思うぐらい。とんでもない計画だと。この件についてはこれぐらいにして。それから延々とたる迂回を、これは非人道的といいますか、IPC基準に明記されております「人間の尊厳」という言葉、我々尊厳という言葉は公的文書でも使っておりませんけれども。やっぱり入れなきゃいけないなと思うぐらい、大変なことでありまして、検討しなきゃいけないなと思います。最新の大阪の再開発において、大問題だと。結局、現在のまちづくり基準がすべからくスポットにおけるそれぞれの建築物、駅舎、それぞれのスポットにおける横断箇所、スポットのバリアフリーの設計基準の域をなかなか超えていないんですね。全体計画の中から都市的にというものがない。それからもう一つの問題は、基準を満たしてさえしておればいいというわけではないということですね。片側60mを越えるものを新設しようという発想が憤慨に堪えない。それから、2つ目がご承知のように、京橋も私も改めて行ってみたわけですが。京橋内のJRの乗り換えについて、6回エレベーター使うということが放置されているということは、これはあってはならないことで、人間の尊厳に関わる。訴訟が起きてるわけであります。訴訟の内容を私見たんですが。途中でトイレに行きたくなったりして、またトイレがないなとなったりして。そのエレベーターがまた最近のことですから混んでるわけです。人道問題だと。こんなことが我々こういった審議会を持っていながらまだ放置されていると、私、自分を自省しなきゃいけないと。こんな6回乗り換えは人間の尊厳の問題であると。それから2つ目も結局は、基準としてはホームと出入口の部分はあるわけですよ。ところが乗り換え、つまり国の基準の中にホームと出入口まではエレベーターでバリアフリーしなきゃいけないと書いてあるんですけれども。かっこして乗り換えは書いていないただその1点でもって、これで基準満たしとるという気がまだ横行しておると。とんでもない話です。3つ目が難波ですね。これは私前から気づいておりましたが、地下鉄から南海に乗り換えるときに、ここにいる方はほぼ全員が健常者なんで気がつかない。目の前のエレベーター、ほんのわずか1分の乗り換えが延々たる状態で、車いすの方を歩かせておる、とんでもない状態なんですね。以上の３つをまとめますと、我々もバリアフリー進んでおると慢心してはいけない。とんでもない状態がまだまだ続いておると。まだ不備が。これは各事業者を責めるだけでは済まない。システム設計上の課題と思っております。

○田中会長

ありがとうございました。今の3つの問題だけじゃなくて、先ほどの学校の階段の段鼻の話もそうですが、身近なところ、もっと広い範囲でさまざまな課題が山積しているのが現状かと思います。これにつきましては先ほどガイドラインの説明がありましたけれども、ガイドラインでカバーしきれない部分がどこまであるかということをこの審議会でももっと追求して、発展させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。時間が押してきてしまっているので確認します。最後のですね、その他っていうのは何かありますか。

○澤田室長

建築指導室長の澤田でございます。確かに東京に比べて大阪はバリアフリーは進んでいるという風に聞いておりましたけれども、それも如何せん基準を満たせばいいというわけではないと。先ほどの部長の挨拶にもありましたけれども、まちを歩いてみても地下街のサインとか当事者の方にとってどうかと、中津の件ももともとあった鉄道の通路がなくなってしまうと。そういう中でうめきたをつくっているというご指摘だったかと思います。確かに我々スポット、建築のところを中心にやってまいりましたけれども、これからはそれがまちにどうやって広がっていくのかというところをきっちり整理して、当事者の方々の意見を聞きながら情報発信をしていくと。その中で気がつくことが一杯でてくるんじゃないかなと思います。まあまちの案内ってかなり広い意味でありますけれども。バリアフリーの通路や使いやすい施設が、どういう形で駅周辺に広がっているかということをもう一回整理していきたいと思います。審議会のみなさん、この審議会にはその下に部会、さらに当事者参加の勉強会という形でボランティアで参加していただいておりますけれども、その機会をとらえてどうあるべきかの議論を今後やっていただけたらと。私どものほうもぜひご協力していきたいと思います。引き続きそういう形でまちづくりのバリアフリーをしていかなければならないと、改めてそう思いました。

○田中会長

どうもありがとうございました。委員の皆様には貴重な意見をいただきありがとうございました。本日の議事はこれで終了したいと思います。ありがとうございます。それではマイクをお返しします。

○住宅まちづくり部技監

住宅まちづくり部、技監の山下でございます。本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご指摘のとおり原点にかえってもう一度、様々な課題が残っているということを意識して心を引き締めていきたいというのが、今日の感想でございます。この審議会で、それから部会の場、色々ございます。そういったところで当事者の方々、利用者の方々の声をお聞きしながら、しっかり福祉のまちづくりを進めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。